

# 今回の交渉で取り上げる課題

2018年6月20日

## 1. 国の責任による福島原発事故被害者への健康手帳交付と被爆者援護法に準ずる法整備

【厚生労働省】、【環境省】

原発を推進した国の責任による健康手帳交付・福島原発事故被害者援護の法整備は事故直後から課題であった。私たち9団体は政府交渉で、健康手帳を交付し国に被害者支援の法整備を求めた浪江町の住民も参加され共に政府を追及するなど、この課題に取り組んできた。野田政権の下では、「被災者は国策の被害者と認めるが、国家補償は必要なし」という矛盾した回答で、県の事業として18歳以下医療費の無料化が実現された。自民党政権になると、「子供・被災者生活支援法の基本方針の検討課題に含まれるから基本方針が定まるまで待つてほしい」と回答を引き延ばされ、基本方針には限定された医療費保障の可能性が盛り込まれたが具体化されなかった。9団体の全国署名運動や福島県内の様々な取り組みにより、2015年に19歳以上の甲状腺医療費無料化が実現した。今回の交渉では、健康保険の特例措置による医療費無料化を延長しつつ、「原発を推進した国の責任による健康手帳交付と援護法の整備」を進めることを求める。

### (1) 福島原発事故被害者援護の法整備について国の考えと担当部局を明らかにさせる

原発を推進した国の責任による「健康手帳交付・援護法の整備」について、政府としてどのように考えているのか、検討したのであればその経過と政府の担当部局を明らかにするよう求める。「援護法を除外せず被災者支援を検討する」旨の小宮山厚労大臣の答弁はどのように引き継がれているのかも質す。

### (2) 援護法整備の必要性を主張する。

福島原発事故で多数の住民が原爆症認定基準の1mSv(3.5km)を超えて被ばくしていることを援護法整備の必要性の根拠の1つとして指摘する。

### (3) 国の責任による健康手帳交付・被爆者援護法に準ずる法整備を求める。

浪江町町会議員(元健康保険課長)の紺野則夫さんの意見表明を含め、主張する。

### (4) 健康保険の特例措置による医療費無料化の長期継続を求める。

## 2. 国の責任による原発被ばく労働者の安全確保、健康・生活保障

【厚生労働省】

### (1) 生涯1000mSvによる放射線管理に反対し撤回を求める

①「JCO臨界事故を除いて、福島原発事故以前に生涯1000mSvも被ばくした例は承知しない」との回答を得た。苛酷な被ばくを強いるもので、撤回すべきと追及する。

②眼の水晶体の線量限度が500mSvに引き下げられ、「生涯1000mSvで放射線管理する」との方針は変更せざるを得ません。厚労省は第一次質問書に対して、具体的な検討もなく、変更の予定はないと回答した。福島原発被ばく労働者の被ばくの実態をもとに追及する。

### (2) 少なくとも、白血病認定基準の年5mSvを超えて被ばくした労働者全員に長期健康管理の手帳を交付し、生涯無料の健康診断を保障すること

被ばく労働者の被ばく線量限度「年間50mSv」は10分の1以下に引き下げるべきこと、事故後の福島第一原発被ばく労働従事者から多数の労災申請があり、これまでに、白血病3件、甲状腺がん1件が労災認定されていること、をもとに追及する。

### (3) 福島第一原発の廃炉等作業及び各地の除染作業で多発している割増賃金不払い等の労働条件関係の違反及び労働安全衛生法関係の違反に対する厳重な指導

フクシマ原発被ばく労働者相談センターから相談に基づく質問・要請を含め、追及スケジュールる。

### (4) 「業務上外検討会」の議題から「当該労働局」が消えている問題について

第一次質問書に対して「記載する」との回答を得た。

### 3. ICRP2007年勧告の国内法取入れ反対

【原子力規制庁】

ICRP2007年勧告では、「通常被ばく（計画ひばく）」に加えて、原発重大事故発生時の「緊急時被ばく」、その後の「現存被ばく」が導入されており、住民に原発事故時の大量被ばく受忍を迫るものです。正当化、最適化の原則により住民に原発事故時の大量被ばく受忍が迫られる。

<今回の追及点>

初めての交渉なので、「ICRP2007年勧告は原発事故時の大量被ばく受忍を迫るもの」と国内法取入れ反対を主張する。原子力規制庁は第一次質問書への回答で「ICRP2007年勧告において、原発重大事故による被ばくは正当化されないとは示していません」との見解を表明した。国民に原発重大事故による被ばくを受忍させることに対する自らの責任を放棄していることに対して厳しく追及する。

### 4. 年間 20mSv 基準による帰還政策の撤回

【災害対策本部】

昨年2月の交渉では「年間 20mSv の危険性」についての回答が得られなかった。その後の再質問書、今回の第一次質問書の回答を通じて、「年間 20mSv」を避難指示解除の線量基準とした直接の責任は原子力災害対策本部が負うべきことが判明した。

<今回の追及点>

「年間 20mSv」を避難指示解除の線量基準とした直接の責任は原子力災害対策本部にあることを確認し、「年間 20mSv の危険性」についての議論に応じることを求める。2017年2月政府交渉の「20mSv の危険性」の部分を再提出し、文書回答を求める

### 5. リアルタイム線量測定システムのモニタリングポスト削減反対

【原子力規制庁】

原子力規制委員会は、福島県の小中学校、保育所、公園などの放射線量を24時間連続で測定し、保護者らがインターネットなどで随時数値を確認できる「リアルタイム線量測定システム」のモニタリングポスト（県内全市町村に計約3千台）のうち、避難区域が設けられた12市町村以外に設置されている約2400台を3か年で撤去することを決めた。例えば福島市では395地点から23地点に削減される。市民の要望を受け、伊達、福島、郡山、いわき、会津若松の各市や三春町が撤去反対を表明している。

<今回の追及点>

- (1) 空間線量は同じ市町村内でも異なり、きめ細かい測定が必要。安全と安心の確保の観点から、線量が低くなったからと言ってモニタリングポストを撤去することに反対する。
- (2) 廃炉作業や自然災害を契機とする重大事故のリスクの観点からもモニタリングポストを撤去することに反対する。福島第一原発でも労働者の被ばく限度を250mSvに引き上げる緊急事態が想定されていることも指摘する。
- (3) 全面運用を始めた2013年度から5年間で、破損や故障などの不具合が計4000回近くに上ると報道されている。正確なモニタリングが行われるようモニタリングポストを管理するよう求める。

### 6. 「放射線のホント」の問題点追及と撤回要求

【復興庁】

2017年12月に作成された「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」の一環として、復興庁がパンフレット「放射線のホント」を作成した。内容は、「問題のすり替え」、「政府の見解変更」、「事実でないウソ」、「問題点の隠蔽」などに満ちており、撤回すべきと考える。

<今回の追及点>

第一次質問書に対する回答は私たちの指摘に対する正面からの回答ではなかったため、質問にかみ合う責任をもった回答を求める。